

～ 保護者のみなさまへ ～

令和元年度(2019年度)



就学援助制度のお申込みはお済みですか?

第1学期分からの援助を受けるには

8月23日(金)

までに
お申込み
ください。

教育委員会では、お子さまが小・中学校へ就学するために必要な学用品費、給食費などの援助を行っています。(所得制限あり、生活保護世帯は除く)

なお、この制度は **毎年度申込みが必要** です。

申込みがお済みでない方、対象となる方は、必ずお申込みください。

※8月26日以降申込みの場合は、第1学期分の援助は対象外となります。

※第1学期分の支給は、8月30日を予定していますが、6月19日以降の申込みは、支給日が遅れる場合があります。

※お手元に「令和元年度(2019年度)就学援助費受給申込 申込済証」(水色/受付印押印済み)をお持ちの方はすでに申込済です。(再度の申込みは不要です。)

対象者

お子さまを小・中学校に通学させている保護者で、平成30年(2018年)分の所得の合計が認定基準額以下の方。

※援助を受けられるかどうかご不明の場合は、お申込みください。

受付窓口

教育委員会事務局 教育総務課 学務係(豊中市役所 第一庁舎6階)
9:00～17:15(土・日・祝日を除く)

※代理人による申込み可。(郵送での受付は行っていません。)

申込みに必要なもの

- ①保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等)
- ②印鑑(認め印)シャチハタ等スタンプ式では受付できません。
- ③上記の他、下記にあてはまる場合は別途書類が必要です。

該 当 事 項	必 要 書 類
平成31年1月1日時点で、 他市 にお住まいだった場合	下記のいずれか A 平成31年度(2019年度)住民税の課税明細書(コピー可) B 平成31年度(2019年度)住民税特別徴収税額の通知書(コピー可) C その他、所得を証明できるもの
平成30年1月以降に主たる生計者が失業し、現在も 失業中 の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか(コピー可)
ひとり親世帯 の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯に 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方がいる場合	手帳(コピー可)
平成30年1月以降に 生活保護の適用が廃止 となった場合	生活保護廃止証明書
平成30年1月以降に 火災等の災害 で、家屋が全半壊・全半焼・流失・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類